

## 世界人権宣言 第 23 条：労働の権利

2018/12/02

国連人権高等弁務官事務所

第 23 条は、すべての人は同等の勤労に対し同等の報酬を受け、差別を受けずに労働する権利、労働組合を組織し参加する権利を規定している。そして第 3 項では、労働者と家族に対して“人間の尊厳にふさわしい存在”であることを保障する“公正かつ有利な報酬”が求められている。過去 25 年の間に極度の貧困状態にある労働者の数は激減したが、2015 年には 2 億 400 万人以上の失業者が存在し、失業は今なお重要な問題である。また、世界銀行によれば、約 155 カ国で女性の経済的機会が制限され、100 カ国で女性の職種に制限があり、18 カ国では夫が妻の就労を指図している。子ども労働もまた、多くの国に存在し、ILO によれば、1 億 5,200 万人の子どもが精神的・身体的・社会的に危険な労働に従事している。さらに、国際労働組合総連合 (ITUC) が調査した 142 カ国中 92 カ国では、パートタイム労働者などには結社の自由が認められていない。